

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢市長

公表日

令和3年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	<p>伊勢市における後期高齢者医療制度に関する事務とは、高齢者の医療の確保に関する法律、及び同法律施行令、同法律施行規則、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、同条例施行規則、三重県後期高齢者医療広域連合規約、伊勢市後期高齢者医療に関する条例及び伊勢市後期高齢者医療に関する規則等の下、被保険者の資格・保険料賦課・収納・滞納・医療給付の管理に伴う申請及び届出の受付、被保険者証及び限度額適用・標準負担額減額認定証等の証発行のほか、三重県後期高齢者医療広域連合を介した事務を含む後期高齢者医療制度運営にかかる各種事務の取扱いを言う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記法令規則規約等に定められた事務において使用する。</p> <p>(使用例)</p> <ul style="list-style-type: none">・保険給付、資格管理等における申請及び届出に関する事務・保険料賦課算定、徴収にかかる事務・被保険者が適切に被保険者証を有するために必要な事務・被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務
③システムの名称	1.後期高齢者医療システム 2.中間サーバー 3.団体内統合利用番号連携サーバー 4.後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
1.後期高齢者医療制度被保険者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第一 第59項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項から第3項まで
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号 別表第二 (1)情報照会の根拠 第82項(2)情報提供の根拠 第80、83項 <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報提供の根拠 第43条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話 0596-21-5521
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 健康福祉部医療保険課 電話 0596-21-5552

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		4. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)を追記	事前	
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	医療保険課長 中居 渉	医療保険課長 城 浩紀	事後	
平成29年10月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第59項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	・番号法第9条第1項 別表第一 第59項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項から第3項まで	事後	法令の題名等の形式的な変更
平成29年10月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7項 別表第二 第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、81、82、83、87、93、106項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条	・番号法第19条第7号 別表第二 (1)情報照会の根拠 第82項 (2)情報提供の根拠 第80、83項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報提供の根拠 第43条	事後	法令の題名等の形式的な変更
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	医療保険課長 城 浩紀	医療保険課長	事後	様式の項目名変更に伴う変更
令和1年6月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	I 関連情報 8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	
令和1年6月18日	IV リスク対策	(なし)	(追加項目)	事後	様式変更に伴う追加
令和2年11月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	平成26年10月31日 時点	令和2年7月22日 時点	事後	
令和2年11月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成26年10月31日 時点	令和2年7月22日 時点	事後	
令和3年8月31日	4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	